





附 則	(昭和五〇年一月二八日政令第一二号)	この政令は、昭和五十年二月一日から施行する。
附 則	(昭和五二年一月二八日政令第五号)	この政令は、昭和五十二年二月一日から施行する。
附 則	(昭和五四年四月二七日政令第一二号)	この政令は、昭和五十四年五月一日から施行する。
附 則	(昭和五六六年三月二七日政令第四〇号)抄	(施行期日)この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八五五号)の施行の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。
附 則	(昭和五六六年六月三〇日政令第二四〇号)抄	(施行期日)この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。
附 則	(昭和六〇年一二月二一日政令第三一七号)抄	(施行期日等)この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。この政令は、公布の日から施行する。この政令は、公表の日から施行する。ただし、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。
附 則	(昭和六〇年一二月二九日政令第一八〇号)	この政令(第四十二条の規定を除く。)による改正後の次に掲げる政令の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。
附 則	(昭和六二年五月二九日政令第一八〇号)	この政令は、昭和六十二年六月一日から施行する。
附 則	(平成元年三月一五日政令第四四号)	この政令は、平成元年四月一日から施行する。
附 則	(平成三年九月六日政令第二八〇号)	この政令は、平成三年十月一日から施行する。
附 則	(平成四年五月一五日政令第一八一号)	この政令は、平成四年五月一日から施行する。
附 則	(平成一四年一二月一八日政令第一二号)	この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則	(平成一四年一二月一八日政令第三八三号)抄	(施行期日)この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則	(平成一四年一二月一八日政令第一二号)	この政令は、平成十八年二月一日から施行する。
附 則	(平成一四年一二月一八日政令第三八五号)抄	(施行期日)この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日(平成六年九月一日)から施行する。
附 則	(平成九年九月二五日政令第二九一号)抄	(施行期日)この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成一〇年一一月二六日政令第三七二号)抄	(施行期日)この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成一二年一二月一四日政令第三九号)抄	(施行期日)この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成一二年一二月一四日政令第三九号)抄	(施行期日)この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成一二年六月七日政令第三〇七号)抄	(施行期日)この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	(平成一二年六月七日政令第三二六号)抄	(施行期日)この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則	(平成一二年八月三〇日政令第四六号)抄	(施行期日)この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	(平成一二年八月三〇日政令第四六号)抄	(施行期日)この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則	(平成二四年二月一三日政令第二七号)抄	(施行期日)この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則	(平成二六年二月一三日政令第二七号)抄	(施行期日)この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年一二月一三日政令第一四号)抄	(施行期日)この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年一二月一三日政令第一四号)抄	(施行期日)この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成三〇年一月三一日政令第三八号)抄	(施行期日)この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成三一年三月一五日政令第三八号)抄	(施行期日)この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
別表	(第十三条関係)	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

地級四	地級三	地級二	地級一	分区
北海道のうち旭川市 うち長崎市 岐阜県のうち福井市 静岡県のうち長野市	埼玉県のうちさいたま市 千葉県のうち千葉市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市及び西東京市、川崎市、横須賀市、鎌倉市及び三浦郡葉山町、愛知県のうち名古屋市、市及び宝塚市	埼玉県のうちさいたま市、千葉県のうち千葉市、東京都のうち八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市及び西東京市、川崎市、横須賀市、鎌倉市及び三浦郡葉山町、愛知県のうち名古屋市、市及び宝塚市	埼玉県のうちさいたま市、千葉県のうち千葉市、東京都のうち八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市及び西東京市、川崎市、横須賀市、鎌倉市及び三浦郡葉山町、愛知県のうち名古屋市、市及び宝塚市	東京都の特別区の存する地域
青森県のうち高崎市 岩手県のうち盛岡市 うち長崎市 新潟県のうち宇都宮市 石川県のうち北九州市	茨城県のうちつくば市 埼玉県のうち川越市、入間市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、志木市及び和光市、東村山市、福生市、清瀬市、武蔵村山市、葉県のうち市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市及び四街道市、市、東村山市、福生市、清瀬市、武蔵村山市、及びあきる野市、神奈川県のうち相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、大和市及び海老名市、静岡市のうち静岡市、愛知県のうち岡崎市、和歌山市、岡山県のうち岡山市、広島県のうち北九州市	茨城県のうちつくば市 埼玉県のうち川越市、入間市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、志木市及び和光市、東村山市、福生市、清瀬市、武蔵村山市、葉県のうち市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市及び四街道市、市、東村山市、福生市、清瀬市、武蔵村山市、及びあきる野市、神奈川県のうち相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、大和市及び海老名市、静岡市のうち静岡市、愛知県のうち岡崎市、和歌山市、岡山県のうち岡山市、広島県のうち北九州市	埼玉県のうちさいたま市、千葉県のうち千葉市、東京都のうち八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市及び西東京市、川崎市、横須賀市、鎌倉市及び三浦郡葉山町、愛知県のうち名古屋市、市及び宝塚市	東京都の特別区の存する地域
福井県のうち高崎市 静岡県のうち甲府市 長野県のうち北九州市	秋田県のうち秋田市 福島県のうち福島市、群馬県のうち水戸市 新潟県のうち新潟市 富山县のうち前橋市	秋田県のうち秋田市 福島県のうち福島市、群馬県のうち水戸市 新潟県のうち新潟市 富山县のうち前橋市	秋田県のうち秋田市 福島県のうち福島市、群馬県のうち水戸市 新潟県のうち新潟市 富山县のうち前橋市	東京都の特別区の存する地域

域地の他のそ	県のうち那覇市	うち浜松市 愛知県のうち豊橋市、一宮市、春日井市及び豊田市、三重県のうち津市及び四日市市、鳥取県のうち鳥取市、島根県のうち松江市、岡山県のうち倉敷市、広島県のうち福山市、山口県のうち山口市、徳島県のうち福山市、香川県のうち高松市、愛媛県のうち徳島市、ち松山市、高知県のうち高知市、福岡県のうち久留米市、佐賀県のうち佐賀市、熊本県のうち熊本市、大分県のうち大分市、宮崎県のうち宮崎市、鹿児島県のうち鹿児島市、沖縄県のうち那覇市
一級地から四級地まで以外の地域	県のうち那覇市	うち浜松市 愛知県のうち豊橋市、一宮市、春日井市及び豊田市、三重県のうち津市及び四日市市、鳥取県のうち鳥取市、島根県のうち松江市、岡山県のうち倉敷市、広島県のうち福山市、山口県のうち山口市、徳島県のうち福山市、香川県のうち高松市、愛媛県のうち徳島市、ち松山市、高知県のうち高知市、福岡県のうち久留米市、佐賀県のうち佐賀市、熊本県のうち熊本市、大分県のうち大分市、宮崎県のうち宮崎市、鹿児島県のうち鹿児島市、沖縄県のうち那覇市